



# ミツヒロニュース



新年度が始まりました。先月パリに行く機会がありました。旧古城を巡りましたが、古城の装飾の素晴らしいこと!!目を見張るものがありました。現在、同様のものを建築すれば、相当の時間と費用が掛かると思うと先人達の英知の素晴らしさに感じ入るものがありました。私達も未来に残せるものを作っていきたいと思えます。

光廣 昌史

## 今月のトピックス

- ◇「4月決算法人の年払い保険料」に関する注意点
- ◇過度な返礼品の自治体への寄附は対象外に！ふるさと納税は見直しへ
- ◇落し物が心配なあなたに！スマートタグをご存知ですか？
- ◇今月のお勧めセミナー  
税務・会計セミナー  
消費税改正「軽減税率直前対策」
- ◇あしがき  
「仲間が増えました！」

## 「4月決算法人の年払い保険料」に関する注意点

さて、今年のゴールデンウィークは10連休ですが、これとも大きく関係することがあります。それは「4月決算の法人」の「年払い保険料」について、口座引落日が「4月末」の場合です。

例年であれば問題ないのですが、今年は4/27（土）、28（日）、29（月、祝）、30（火、祝）となっています。

日	月	火	水	木	金	土
4/21	22	23	24	25	26	27 (土曜日)
28 日曜日	29 昭和の日	30 国民の祝日	5/1 天皇即位の日	2 国民の祝日	3 憲法記念日	4 みどりの日
5 こどもの日	6 振替休日	7	8	9	10	11

### 1. 年払い保険料の取扱い

保険会社の振替指定日が27日以降の場合、実際に引き落としがされるのはゴールデンウィーク明けの5月7日（火）となります。

年払い保険料は4月末時点では「未払い」となり、年払い保険料は4月決算において損金にすることができません。なぜならば、期末に支払った年払い保険料を当期の損金にするためには、「支払う」ことが損金にできる要件だからです。

(次頁へつづく)

実際、年払い保険料が損金になることを定めた法人税基本通達では下記とされています。

#### 法人税基本通達 2-2-14 (短期の前払費用)

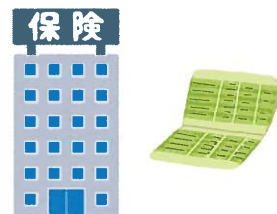
前払費用（一定の契約に基づき継続的に役務の提供を受けるために支出した費用のうち当該事業年度終了の時ににおいてまだ提供を受けていない役務に対応するものをいう。以下2-2-14において同じ。）の額は、当該事業年度の損金の額に算入されないものであるが、法人が、前払費用の額でその支払った日から1年以内に提供を受ける役務に係るものを【支払った場合において、】その支払った額に相当する金額を継続してその【支払った日の属する事業年度】の損金の額に算入しているときは、これを認める。

(注) は略。

ですから、年払い保険料を当期の損金にするためには、「期末までに【支払う】こと」が要件なのです。しかし、今年はカレンダーの都合上、27日以降の口座振替では期末までに支払うことが不可能なのです。そのため、「今年分だけ」は口座振替を止め、振り込みで対応する必要があります。

もちろん、4月末に年払い保険料が口座振替されることと4月決算であることは直ちにリンクしません。ただし、4月決算の法人を前提にすると、「なぜ、当期の損金にならないのですか!!!」と日本全国でトラブルになる可能性大です。

もし、会社の決算が4月ならば、加入している各保険会社の保険料引落日を確認した上で、加入している保険会社に取扱いを確認してください。



## 2. 倒産防止共済を年払いしている場合

倒産防止共済は初回加入時のみしか振込による年払いができず、2年目以降は口座引落しかできません。これにつき、中小企業基盤整備機構に確認したところ、今年については通常4月に引き落としされるはずだったものは5月7日に引き落としされるとのことです。

ただし、この5月7日の引落額は中小企業基盤整備機構が国税庁から下記回答を得ているとのことでした。

- 4月における損金算入は問題ない。
- 具体的な経理処理は所轄税務署に確認。

→ 例：保険料／未払金

TKC 税務 Q&A に「中小企業倒産防止共済掛金の損金算入時期について」という項目があります。

この中で「中小企業倒産防止共済契約に係る掛金の額は、短期前払費用の取扱い（法基通2-2-14）を適用するまでもなく、前納の期間が1年を超えない限り、納付時の損金の額に算入されますし、短期前払費用のように継続適用を要件とされることもないものと考えられます。」と解説されています。

結果として、5月7日に引き落とされた倒産防止共済の掛け金は4月決算の損金とすることができるのです。

## 3. 一般の生命保会社の保険料に関して

「未払い＝年払い保険料は損金とならない」というルールがあるので、注意が必要なのです。

ただし、これに関してはカレンダーの都合による今年特有のものなので、今後、国税庁から何らかの発表がある可能性もあります。

しかし、そうでなければ、4月決算法人の本来であれば4月末に引き落とされる年払保険料は損金にならないのです。

これに関しては、新しい情報が「出たら」お知らせしますが、振込みに変更する一応の準備をしておくべきです。



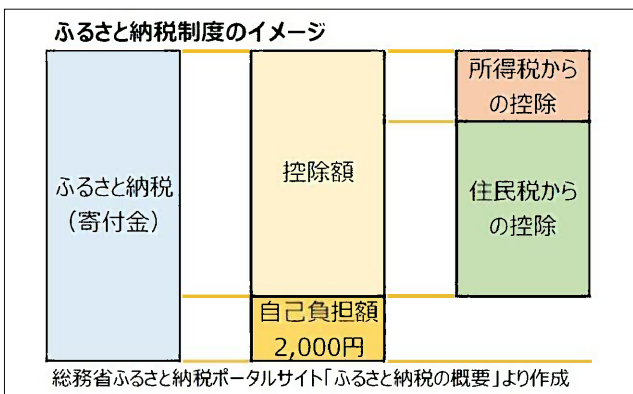
# 過度な返礼品の自治体への寄附は対象外に！

# ふるさと納税は見直しへ

昨年閣議決定された「平成 31 年度税制改正の大綱」では、指定を受けた自治体以外への寄附は、ふるさと納税制度の対象外となる見直しが盛り込まれています。この指定を受けるには一定の基準を満たす必要があり、特に返礼品を送付する自治体は、①返礼割合は 3 割以下、②返礼品は地場産品、の要件が求められることとなります。

## ▼ふるさと納税制度と利用の推移

ふるさと納税は、自分の育った地域や応援したい地域に税制を通じて貢献することにより、地方と都市との税収格差を解消しようと平成 20 年度に導入された寄附金制度です。自治体への寄附金のうち、2,000 円を超える金額のうち一定額まで、所得税や住民税から控除を受けることができます。



これまで自治体がふるさと納税として受け入れた額と件数をまとめたものが下のグラフです。ここでは、東日本震災に係る義援金等は除かれていますので、ご注意ください。



## ▼過熱する返礼品競争

平成 27 年度から受入額と受入件数が大幅に増えています。これは、自治体が返礼品の充実に力を入れ始めたことが大きな要因です。また、返礼品の選択を目的としたふるさと納税専用サイトの充実や決済方法の整備など、利用しやすい環境が整えられたのも一因と考えられています。これに報道や確定申告が不要となる税制面での後押し等も手伝い、認知や定着が図られ、年々増加しています。

特に返礼品の充実が過熱の一途をたどり、いつしかふるさと納税は本来の趣旨を離れ、返礼品や返戻割合で選ばれる傾向となりました。こうした歪んだ状況を是正するため、総務省は何度も「返礼割合は 3 割以下」、「返礼品は地場産品」とするよう通知を出しましたが、平成 30 年 12 月 27 日公表の総務省による調査結果では、52 団体の実質返礼割合が 3 割を超え、100 団体が地場産品以外の返礼品送付を行っています。



## ▼ふるさと納税の適正化

改正後は指定の他、指定の取り消しもできるため、自治体は指定を受けた後も、一定の基準を遵守し続ける必要があります。特に実質返礼割合が 3 割を超えていたり、地場産品以外の返礼品を送付する自治体が指定を受けるには、冒頭の要件を満たすための見直しが求められます。返礼品や返戻割合がどう変化するのか、ご注目ください。なお、この取扱いは、平成 31 年 6 月 1 日以後に支出された寄附金から適用される予定です。

# 落とし物が心配なあなたに！スマートタグをご存知ですか？

新年度を迎えるこの季節、1人暮らしを始めたり、財布や定期入れを買い換えたりする方もいらっしゃるでしょう。一方で、カギや財布、定期入れなどをなくした経験がある方も、いらっしゃるでしょう。今回は、これらの紛失を防止したり、紛失してしまった時に発見の可能性を高めたりすることができる便利アイテム、“スマートタグ”をご紹介します。

## ■スマートタグとは

スマートタグは、忘れ物防止タグや紛失防止タグともいわれ、手持ちのスマートフォンやタブレット（以下、スマホ）と連動させることで、置き忘れの防止や、なくした物を見つけることができるアイテムです。このスマートタグには、BluetoothやGPSが組み込まれているため、次のようなことができます。



### 主な機能

- ・ 連動しているスマホと一定の距離が離れるとスマホに通知（アラート）が出る
- ・ なくした際にGPS機能で追跡できる
- ・ スマートタグから音を出して探しやすくなる

確認できた範囲では、価格は5,000円以下が多く、大きさは邪魔にならない500円硬貨からキーホルダー程度、電池式で寿命は約1年間、という製品が多いようです。電池は交換が可能な製品と不可能な製品がありました。それでは具体的な製品をいくつか、特徴的な機能とともにご紹介します。

### ◇ MAMORIO（マモリオ）

MAMORIOをつけた持ち物を置き忘れたとき、忘れた場所などをスマホで確認できます。また、鉄道の駅などに設置されたMAMORIOSpotにMAMORIOをつけた紛失物が届くと、持ち主に通知が届く機能もあります。

その他にもMAMORIOをつけた紛失物の近くを他のユーザーがすれ違くと検知し、持ち主にその地点を知らせてくれる「みんなでさがす」機能があります。（参考：商品サイト <https://mamorio.jp/>）

### ◇ Tile（タイル）

Bluetoothの接続範囲内にTileをつけた紛失物があれば、本体からの音声によって場所を知らせてくれます。スマホでは、持ち物が最後にあった場所を地図で表示してくれるので、探しやすくなります。また、スマホが見つからない場合は、Tile側からスマホを鳴らして探すことも可能です。その他、AmazonEchoやGoogleHomeなどのスマートスピーカーにも対応しており、スマートスピーカーを通じて探すこともできるのが特徴といえるでしょう。（参考：商品サイト <https://www.softbankselection.jp/special/tile/>）

上記のほかにも、さまざまなスマートタグが発売されています。物をなくしがちな方や家に忘れてしまうことが多い方は、リスク対策としてご自身にあったアイテムを探してみてくださいはいかがでしょうか。

参考文献： ■MyKomon



## 今月のお勧めセミナー

### 第2回 そこが知りたかった 税務・会計セミナー なるほど！よくわかる

#### 消費税改正「軽減税率直前対策」

10月1日から消費税等の税率が10%へ引き上げられると同時に、「軽減税率制度」「区分記載請求書等保存方式」が実施されます。当セミナーでは、直前に迫った消費税改正について、留意点および直前対策のポイントを整理し解説します。奮ってご参加ください。

（開催日4月9日（火）セミナー概要は、別紙案内をご覧ください。）

## あしがき

下田です。春がやって来ました！今年も新入社員を迎え、女性1名仲間が増えました。昨春は3名入社し、若いエネルギーで社内に活気が溢れました。新入社員の存在は、私達の気持ちもリフレッシュさせてくれてとても嬉しいものです。入社して間もない今は、期待と不安な気持ちで一杯だと思いますが、これから様々な経験を積み、切磋琢磨して大きく成長してくれることを楽しみにしています。どうか弊社共々、ニューフェイスを末永くよろしくお願い致します。



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

あなたの経営羅針盤  
**Office Mitsuhiro**

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号

Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007

URL <http://www.office-m.co.jp/>

Buzip+広島

動画による

ニュース解説配信中！

